令和7年4月　坂井市農業委員会　　定例総会議事録

1. 開催日時　　令和7年4月28日（月）　午後2時30分～

2. 開催場所　　坂井市役所　多目的棟3階大ホール

3. 出席委員　　20名（番号は議席番号）

1番　岡村　素子	2番　清兼　義靖	3番　（欠席）
4番　塚谷　英則	5番　木村　公明	6番　吉田　清憲
7番　水野　陽一	8番　牧野　典代	9番　（欠席）
10番　本田　雄揮	11番　（欠席）	12番　髙橋　正晃
13番　長谷川　喜道	14番　田中　愼一郎	15番　宮田　啓一
16番　中垣内　勇夫	17番　岡　直毅	18番　寺嶋　太寿男
19番　（欠席）	20番　西　美佐	21番　竹内　ゆかり
22番　宮嵜　美惠子	23番　（欠席）	24番　田中　正信
25番　三寺　總左ヱ門		

4. 欠席委員　　5名（番号は議席番号）

3番　坪田　信次	9番　大嶋　裕一	11番　髙嶋　俊輔
19番　月岡　透	23番　大川　勝利	

5. 出席者

（農業委員会事務局）

局長　中田　誠	次長　森田　康博
書記　村本　竜也	書記　茶谷　倫代

6. 提出議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第3号	現況証明願について
議案第4号	令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について

7. 議事録署名人

18番　寺嶋　太寿男　　21番　竹内　ゆかり

事務局長	令和７年４月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。 本日、3 番坪田委員、9 番大嶋委員、11 番髙嶋委員、19 番月岡委員、23 番大川委員の５名から欠席の届出が出ております。したがいまして、ただいまの出席委員は２０名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。 また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは三寺会長より一言ご挨拶をいただきます。
三寺会長	＜会長挨拶＞
事務局長	それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第５条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、三寺会長にお願いいたします。
議　長	はじめに、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 18 番寺嶋太寿男委員、21 番竹内ゆかり委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 無いようですので、お諮りいたします。議案第１号は許可することに決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議なしと認めます。議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。 次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	次に、現地確認の報告、地元委員の意見に移ります。 現地確認の報告をお願いいたします。

委　員	＜委員報告＞
議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号１番、３番を、15 番宮田委員お願いいたします。
宮田委員	15 番の宮田です。江留中の件につきまして、周りは住宅とか道路とかということで、問題はないように思います。それから次の縦貫道路沿いの件ですけれども、西側と東側には道路がありまして、北側と南側にはそれぞれ家、薬局と生命保険会社があってですね、従来からあの通りを見てて、なぜ開発をきちっとしないのかなというふうに思っていたんですけども、今回こういうふうなことになったわけですけども、何ら周りに影響があるとは考えられませんので適正だと思います。
議　長	続きまして、整理番号２番を、18 番寺嶋委員お願いいたします。
寺嶋委員	18 番寺嶋です。整理番号２番、三国町浜地の件ですが、現地確認していただいた委員さんのおっしゃるとおりで、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議　長	続きまして、整理番号４番を、10 番本田委員お願いいたします。
本田委員	10 番本田です。整理番号４番、現地を確認された委員さんの説明のとおり、こちら完全な住宅街なので問題はないと思います。
議　長	続きまして、整理番号５番を、12 番髙橋委員お願いいたします。
髙橋委員	12 番髙橋です。整理番号５番ですが、（譲受人の）○○さんが図面の東側にある住宅の○○さんの娘さんにあたりまして、その○○さん宅の左下にあるのが小屋ということで、全て息子さんが住んでいたり小屋があったり、その隣に娘さんがこちらに戻るということで所有権移転することになってございます。西側の道路については、既存の排水溝等も設けてありまして、そちらの方に排水を行うということで、それから平屋ということで、北側への採光も調べておりまして問題ないということを伺っております。 以上です。
議　長	それでは、本議案に対する皆さんのご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 無いようでございますので、お諮りいたします。議案第２号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議なしと認めます。議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第３号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞

議　長	それでは、現地確認の報告をお願いいたします。
委　員	＜委員報告＞
議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号３０番を、5 番木村委員お願いいたします。
木村委員	5 番の木村です。先ほど現地確認をしていただいた委員さんのおっしゃるとおり、交差点付近の三角地帯ということと、周りは全て埋め立て舗装され、建物も建ってしまっているという状況ですので、致し方ないかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。
議　長	続きまして、整理番号１番を、24 番田中会長職務代理者お願いいたします。
田中職務代理者	24 番田中です。ここはちょうど旧森田町との町境のところにありまして、周りもそのままになっているので、何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議　長	続きまして、整理番号２番を、12 番髙橋委員お願いいたします。
髙橋委員	12 番髙橋です。整理番号２番、（土地所有者の）〇〇さんから（住宅所有者の）〇〇さんへ貸しておりまして、所有権移転するにあたり非農地であるということで現況証明したいということだと思います。こちらについては自宅への進入路ということで、コンクリートといいますか、道路から続けて家の前に土間を打ってあるような状況でございますが、明らかに非農地ですし、進入路としては仕方ないのかなというふうに思います。以上です。
議　長	続きまして、整理番号３番、４番を、4 番塚谷委員お願いいたします。
塚谷委員	4 番の塚谷です。整理番号３番、４番ですが、ただいま現地確認をしていただいたとおりで、農舎が建っていますので問題はないと思います。よろしくお願いします。
議　長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 無いようでございますので、お諮りいたします。議案第３号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議がないと認めます。議案第３号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第４号「令和７年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	＜事務局説明＞
議　長	本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
長谷川委員	13 番長谷川です。運営委員会でもちょっと話が出たんですけど、たぶん皆さんこれ話しても意見が出ないと思うので。この集積をやるという立場に、これ８割、いつまでか分からないけど８０％まで出せとか、いろいろ提示されているみたいなんですけども、逆に小さい個人でやっているような方は該当しないんじゃないかなと思うんですね。だから、個人でも認定というか担い手の申請をしてやれば０．５ヘクタールでも別に問題ないんじゃないのかなと思うんですけど、そういうのを切り捨てるというのではなくて、やっぱりある程度農業委員会としては、農地を改廃するということは言語道断ですけど、それ以外に農地を守りながら自分で頑張るんだっていう人の熱い応援というか、そういうのを農業委員会としても市としても県としてもやるべきではないかなと思うんです。そこら辺、事務局の考え方、いかがですかね。
事務局長	確かに、国として農地の集約をしていこうという中で８０％という目標を掲げ、県および市においてもその目的に従って設定をしております。ただ、最終的に目標とするのは集約化ということもそうなんですけれども、今ある農地をしっかり守っていく、農地を減らさないと。その中で一つの手段が集約ということもありますし、私たち坂井市といたしましては、しっかり兼業農家で頑張っている方を応援するというふうなことが農地を守っていく方策だと思います。ですから、この８０％というものが全てではありませんので、今長谷川委員さんおっしゃったように、究極的な目的というのはしっかり農地を守っていくということがポイントかなと思いますので、この８０％という国の目標もありますが、これだけにとらわれることもなく、幅広い農業者に対してしっかり支援を図っていけるように、農業振興課ともまた相談しながら今後取り組んでいきたいと考えております。
長谷川委員	ありがとうございました。もう一つなんですけど、さっきも運営委員会で話が出たんですけど、やっぱりどうしても中山間地、それから砂丘地なんかは、獣害対策としていろいろ問題も出て、農地を維持できないということで、たぶんもう放棄地とか遊休農地に近い状態な面が結構あると思うんですね。私らみたいな坂井町の平場は別にして、丸岡地区とか三国地区、自治体としては関係ない金津地区、芦原地区なんかはかなり出ているみたいなので、やっぱりそこら辺の対応も皆さんで考えていかなければならないかなと思うので、よろしくお願いいたします。以上です。
事務局長	中山間、また獣害対策というものは喫緊の課題で、市としても取り組みは実施しており、予算措置としては最近かなり充実しているのかなというふうなことは思っております。ただ、市の予算措置だけではなく、地域の皆

	様方との連携とかも図っていただかなければならないということでございますので、こちらも市当局と連携しながらしっかり取り組むように促していきたいと考えております。以上です。
議　長	ほかにご意見ございませんでしょうか。無いようですのでお諮りをいたします。議案第４号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議がないと認めます。議案第４号「令和７年度最適化活動の目標の設定等（案）について」は、原案のとおり承認いたしました。 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。 （午後３時１５分　議事終了）